

三平代表コラムNO. 14

今年も早いもので、気が付くと年末調整業務を行う時期となりました。今年は来年 1 月から運用が開始されるマイナンバー制度への対応策に追われ、一年が経つのがとても速く感じたのは自分だけでしょうか。

ところで、去る 10 月 20 日に「職場のメンタルヘルス対策最前線」と題して、弊所主催のセミナーを開催致しました。同セミナーは、(株)産業医大ソリューションズ代表取締役社長・医師の亀田高志先生にご登壇いただきました。亀田先生は、産業医としての実務経験や大学の研究者としての経験を踏まえ、一般企業の経営者や管理職を対象にした研修講師としての実績も豊富でいらっしゃいます。

午前中の開催という事もあり、都合がつかず参加できなかったというお客様もいらっしゃいましたので、当日の資料を同封させていただきます。ご参考にして頂ければ幸いです。

12 月 1 日より施行される、労働安全衛生法の一部改正によって創設されたストレスチェック制度の留意点についても、今回のセミナーで分かりやすく解説頂きました。

今回導入されることになったストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを軽減させることを狙いとしています。その中でリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげる制度となっています。

同時に、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場・仕事におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させようというものです。このようなステップを通じて、メンタルヘルスの不調者を未然に防止する取組となっています。

今回のセミナーでの亀田先生のご講義を通じて、ストレスチェック制度の実効性を高めるポイントは、産業医などの産業保健スタッフや人事部、社会保険労務士等のチームで取り組むことであり、そのためには社内の衛生委員会の活用化が重要であると感じました。